

第百八十七回国会 衆議院 經濟産業委員会 會議録 第六号

平成二十六年十一月五日(水曜日) 午前九時開議

出席委員

委員長 江田 康幸君
理事 鈴木 淳司君 理事 田中 良生君
理事 牧原 秀樹君 理事 三原 朝彦君
理事 若宮 健嗣君 理事 田嶋 要君
理事 鈴木 義弘君 理事 富田 茂之君

穴見 陽一君 石崎 徹君
岩田 和親君 大見 正君
勝保 孝明君 黄川田仁志君
熊田 裕通君 佐々木 紀君
笹川 博義君 白石 徹君
助田 重義君 関 芳弘君
武部 新君 武村 展英君
津島 淳君 辻 清人君
富樫 博之君 根本 幸典君
福田 達夫君 細田 健一君
松島みどり君 宮崎 謙介君
八木 哲也君 山田 美樹君
生方 幸夫君 大島 章宏君
岸本 周平君 近藤 洋介君
木下 智彦君 小池 政就君
椎名 毅君 園重 徹君
杉田 水脈君 柏倉 祐司君
塩川 鉄也君

政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 西田 直樹君
政府参考人 (総務省自治行政局選挙部) 稲山 博司君
政府参考人 (経済産業省大臣官房地域経済産業審議官) 井上 宏司君
政府参考人 (経済産業省経済産業政策局長) 菅原 郁郎君
政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 富田 健介君
政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 上田 隆之君
政府参考人 (資源エネルギー庁燃料・汚染水特別対策) 糟谷 敏秀君
政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 住田 孝之君
政府参考人 (中小企業庁長官) 北川 慎介君
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 佐藤 悦緒君
参考人 (日本銀行理事) 雨宮 正佳君
参考人 (佐賀県武雄市長) 樋渡 啓祐君
参考人 (国土館大学政経学部教授) 平石 正美君
参考人 (成蹊大学法科大学院客員教授) 村上 政博君
参考人 (弁護士)
参考人 (合同会社フォーティR&C代表社員) 水津 陽子君
経済産業委員会専門員 乾 敏一君

経済産業大臣 宮沢 洋一君
経済産業副大臣 山際 大志郎君
経済産業大臣政務官 関 芳弘君
政府参考人 (内閣府政策統括官) 関 博之君
政府参考人 (公正取引委員会事務局) 松尾 勝君
公正取引委員会事務局 (経済取引局長)

委員の異動
十一月五日
政府参考人 (金融庁総務企画局審議官) 西田 直樹君
政府参考人 (総務省自治行政局選挙部) 稲山 博司君
政府参考人 (経済産業省大臣官房地域経済産業審議官) 井上 宏司君
政府参考人 (経済産業省経済産業政策局長) 菅原 郁郎君
政府参考人 (経済産業省商務情報政策局長) 富田 健介君
政府参考人 (資源エネルギー庁長官) 上田 隆之君
政府参考人 (資源エネルギー庁燃料・汚染水特別対策) 糟谷 敏秀君
政府参考人 (資源エネルギー庁資源・燃料部長) 住田 孝之君
政府参考人 (中小企業庁長官) 北川 慎介君
政府参考人 (中小企業庁事業環境部長) 佐藤 悦緒君
参考人 (日本銀行理事) 雨宮 正佳君
参考人 (佐賀県武雄市長) 樋渡 啓祐君
参考人 (国土館大学政経学部教授) 平石 正美君
参考人 (成蹊大学法科大学院客員教授) 村上 政博君
参考人 (弁護士)
参考人 (合同会社フォーティR&C代表社員) 水津 陽子君
経済産業委員会専門員 乾 敏一君

辞任 補欠選任
佐々木 紀君 助田 重義君
福田 達夫君 津島 淳君
細田 健一君 武部 新君
宮崎 謙介君 笹川 博義君
宮崎 政久君 熊田 裕通君
同日 補欠選任
熊田 裕通君 宮崎 政久君
笹川 博義君 宮崎 謙介君
助田 重義君 佐々木 紀君
武部 新君 細田 健一君
津島 淳君 福田 達夫君

本日(の)会議に付した案件
政府参考人出頭要求に関する件
参考人出頭要求に関する件
官公需についての中企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第四号)

○江田委員長 これより会議を開きます。
内閣提出、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。
本案審査のため、本日、参考人として日本銀行理事雨宮正佳君の出席を求め、意見を聴取することとし、また、政府参考人として内閣府政策統括官関博之君、公正取引委員会事務局経済取引局長松尾勝君、金融庁総務企画局審議官西田直樹君、総務省自治行政局長稲山博司君、経済産業省大臣官房地域経済産業審議官井上宏司君、経済産業省経済産業政策局長菅原郁郎君、経済産業省商務情報政策局長富田健介君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、資源エネルギー庁燃料・汚染水特別対策監糟谷敏秀君、資源エネルギー庁資源・燃料部長住田孝之君、中小企業庁長官北川慎介君及び中小企業庁事業環境部長佐藤悦緒君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

業省商務情報政策局長富田健介君、資源エネルギー庁長官上田隆之君、資源エネルギー庁燃料・汚染水特別対策監糟谷敏秀君、資源エネルギー庁資源・燃料部長住田孝之君、中小企業庁長官北川慎介君及び中小企業庁事業環境部長佐藤悦緒君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○江田委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。
○江田委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山田美樹さん。

○山田(美)委員 自由民主党東京一区選出の山田美樹でございます。
本日は、質問の時間をいただき、心から感謝を申し上げます。
経済再生への期待を受けて発足した安倍政権がもうすぐ二年を迎えます。アベノミクスの効果で進んだかに見えた景気回復への道のりも、やや足踏みしている感があります。
私の選挙区は東京の都心ですが、東京ですら景気はよくなっていないと感じます。二年前とは町並みが違っていません。おとこの暮れの衆議院選挙のとき、お店の中から手を振ってくれたお店が、今はもうないのです。新宿の小滝橋通りのお肉屋さん、下落合駅前の居酒屋さん、目白通り沿いのガソリンスタンド、芝商店会の生活雑貨屋さん。
あのとき声援を送ってくれた方々に、私は経済再生に挑戦しますと約束しました。新人に託してくださった期待を裏切りたいかという思いで日々国会での審議に臨んでおりますが、この国会での議論そして国の行政の施策が本場に地域地

域まで届いているのか、もどかしい思いを抱いて
います。

○今国会では、地域の経済を支え雇用を支えてい
る中小・小規模事業者のために、中小企業需要創
生法案が提出されました。この中の大きな柱が官
公需法の改正ですが、今般の法改正の目的と背景
について、山際経済産業副大臣にお伺いいたしま
す。

○山際副大臣 おはようございます。

お答えを申し上げます。
今、山田委員がおっしゃったように、アベノミ
クスの効果というものがまだ全国津々浦々までは
残念だけれども波及していない、そういう問題意
識を政府全体として持っております。

したがって、まち・ひと・しごと創生本部が
くられておりますが、その中で特に、経済産業省
といたしましては、仕事の部分についてはしっかり
サポートをしていくという方針でございます。そ
の流れに沿いまして、このたび中小企業需要創生
法案というものを提出させていただきました。

また、政府といたしまして、開業率を五%か
ら一〇%に上げていくという目標も掲げてござい
まして、そういう観点からも、新しく起業してい
ただいた会社に対しましてきちんとサポートでき
る体制を整えてまいりたい。そういう意味で、今
回、起業十年未満の会社に対して国等の官公需が
しっかりと行き渡るように、そういう方針で今回
この法律というものを提出させていただいた次第
でございます。

○山田(美)委員 山際副大臣がおっしゃってくだ
さいましたとおり、地方創生のためには、地域で
頑張っている地場産業の需要創出が不可欠です。
その意味で、地域経済の新たな担い手となる新規
中小事業者を応援する今回の官公需法改正は、時
宜しかなったものですか。

しかしながら、あわせて考えなければならぬ
のは、今現在地域を支えている地場企業の応援で
はないでしょうか。地域を支える中小・小規模企
業が引き続き助を支援しているよう、国と地域が

取り組むべきだと考えます。
地域の支えとなる地場企業の代表例が、災害時
における地域の中小・小規模事業者であるガソリ
ンスタンドです。東日本大震災の被災地では、一
ガソリン、二に食料、三に灯油と言われ、被災
地の地場のガソリンスタンドは、みずからも被災
者でありながらも、危険を顧みずに必死に緊急車
両などへの燃料供給に尽力し、復旧の重要拠点と
して頑張ってくださいました。この教訓から、国
の新たなエネルギー基本計画においても、石油は
エネルギー供給の「最後の砦」と明記されまし
た。災害時にガソリンスタンドが果たす役割が広
く再認識されたかと思えます。

私の地元は港区、新宿区、そして東京都でも、
災害時の燃料供給協定、すなわち災害時に地域へ
の燃料供給をガソリンスタンド事業者にお願
いする協定を東京都石油商業組合及びその支部と結
んでいますが、全国の多くの自治体においても同様
と承知しております。

一方で、東京都では、十年前には約二千軒も
あったガソリンスタンドが今は千三百軒弱に減
少しており、冒頭申し上げましたとおり、東京の
都心でもガソリンスタンドがなくなったことに気
づきます。厳しい経営環境にガソリンスタンドが
苦しんでいるのは全国的にも同様ではないでしょ
うか。

全国のガソリンスタンドの数は十年前と比べて
どの程度減少しているのでしょうか。また、自治
体と全国の石油組合との間での災害時の燃料供給
協定の締結状況はどのようになっているのでしょ
うか。現状についてお答えください。

○住田政府参考人 ガソリンスタンドについての
御質問でございます。
全国でガソリンスタンドの数がござりますが、
平成二十五年末末、すなわちことしの三月末時点
で三万四千七百六カ所というふうになってござい
ます。これは、十年前、平成十五年末末、すなわ
ち平成十六年の三月末でございますが、この時点
では五万六千七カ所ということになってございま

で、この十年間でおよそ一万五千カ所の給油所が
減少したということになるわけでございます。
また、各都道府県にござります石油商業組合と
地方自治体の間での災害時の燃料供給協定でござ
いますけれども、この協定につきましては、現
在、四十六の都道府県及び三百五十の市町村との
間で締結が進んでおるところでございます。
このうち都道府県との協定につきましては、平
成二十五年末末、すなわちことしの三月末時点
では四十三都道府県との協定が締結されてお
りましたので、今年度に入ってから新たに三つの県と
の間で締結をされまして、残るは一県ということ
でございます。この一県につきましては、現在、
締結に向けてまして協議中であるというふう
に承知
しております。

○山田(美)委員 今お話にもありましたとおり、
災害協定を締結し、これに基づき地域の暮らしを
支えていくこととしているガソリンスタンドが、一
方で全国的に大変苦しんでいる現状が明らかで
す。SS過疎地という問題も起きています。中
域の支えとなる、災害協定に参加している中小ガ
ソリンスタンドを官公需で応援することが地方創
生のために重要ですか。

しかしながら、自治体では、燃料調達時には備
格のみに着目しがちで、災害時の供給能力への配
慮が十分との懸念があります。自治体の姿勢と
して、災害時にだけお願いするというものではな
く、平時においても地場の石油販売業者で組織さ
れた官公需適格組合の受注機会の拡大などを図る
ことが、地域の支えを大きくすることではないで
しょうか。

このような観点は、現在の官公需法に基づく方
針においては十分に表現されていません。自治体
の取り組みの指針ともなる官公需法の基本方針に
おいて示されるべき内容は、具体的には、国等
は、石油組合及びそれに加入する中小石油販売業
者が地方公共団体との間で災害時の燃料供給協定
を締結している場合、災害時における燃料調達が
円滑に行われるだけでなく、平時においても安定

的に燃料等を供給できる経営環境を維持していく
ことが重要であることから、災害協定を締結した
中小石油販売業者の受注機会の確保、増大に努め
ること、その際、随意契約に努めるとともに、円
滑かつ効率的な燃料調達ができるよう、分離分割
して発注を行えるよう努めることだと考えます。
ついでに、今般の官公需法の改正を機に、基本
方針に、このような災害協定を締結した中小石油
販売業者に対する配慮を新たにしっかりと明記
し、国の関係機関はもろろん、自治体に対しても
メッセージを打ち出すべきだと考えますが、宮沢
経済産業大臣の御所見をお伺いいたします。

○宮沢国務大臣 党の税調で活発な御意見を発言
されました山田委員とこうして質疑ができること
を大変うれしく思っております。
今おっしゃった点、東日本大震災の教訓を見る
までもなく、大変大事なことだと思っております。
災害時に石油製品がきつちりと安定的に供給
されるということが国民の安心につながるわけで
ございまして、国としても、各地方団体に、ぜひ
災害協定を結んでくれということをやつとお願い
してきておるわけでございます。まだまだ結んだ
ところの方が少ないわけでございますので、これ
からもしっかりと対応していきたいと思えます。
先生今御指摘の点でございますけれども、まさ
におっしゃるようには大変大事なことでございま
すので、山田委員の御指摘もございましたので、御
指摘の点も踏まえつつ、今後、国等の契約の基本
方針を検討してまいりたいと思っております。そ
して、それが書かれましたら、国だけではだめで
ありまして、各地方団体にもしっかりとその旨を
お伝えしていきたいと思っております。

○山田(美)委員 ぜひ、基本方針にしっかりと明
記していただくとともに、確実なフォローアップ
をお願いいたします。
最後に、全体論として、フォローアップのあり
方についてお伺いいたします。
本法改正では、従来の国の基本方針に加えて、
新たに、各省各庁等がみずから計画を策定するこ

とが盛り込まれています。他方、その結果分析の公表については、各省各庁等はその結果を経済産業省に通知する義務を負うのみであり、経済産業省が公表の義務を負っていますが、各省での履行をどのように担保していくのか、御見解をお伺いします。

○関大臣政務官 今、山田委員から、本当に、この法律の推進に当たりまして非常に重要なポイントの御指摘がありました。

そのとおりでございます。官公需法の改正によりまして、新たに毎年度、閣議決定がされることとなり、国等の契約の基本方針におきまして、新規中小企業者との契約目標を設定するとともに、目標の達成に向けた施策を盛り込むということにしておるわけですが、これが非常に重要になってまいります。

具体的施策として、競争入札におきましては、新規中小企業者が入札に参加しやすくなるということが非常に大事な点でございます。

その入札の案件に応じまして、一つには、規模の小さい事業者にも入札参加を認めていくということでございます。もう一つ、過去の実績を過度に求めないようにしようということも、非常に柔軟な対応をするために大切なポイントだと考えております。このような入札参加資格の運用のあり方も国等の契約の基本方針に盛り込むことを検討したいと思っております。

また、少額の調達におきましては、相見積もりを行う際につきまして、新規中小企業者からも相見積もりをとるよう努めていくようにしてまいりたいと思っております。

加えまして、各省庁が新規中小企業者に関する情報を得やすいように、中小企業基盤整備機構が、官公需に関心のある新規中小企業者の情報を収集しまして、各省庁の方に提供したいと考えております。

各省庁での履行の担保に向けましては、各省庁におきまして、国等の契約の基本方針を踏まえまして、おのおのの契約目標と調達の実情に応じま

して講じる施策を盛り込みました契約の方針を策定いたしまして公表しますとともに、契約の実績につきましても各省庁ごとの実績を取りまとめ公表したいと考えております。

こうした取り組みを通じて、官公需におけます新規中小企業者の受注機会を増大して、頑張ってもらいたいと思っております。

○山田委員 官公需法の改正と着実なフォローアップによって、地域に貢献するガソリンスタンドを初め、地域を支えるたくさんの中小企業、小規模事業者を応援くださいますことを心よりお願い申し上げます。

○江田委員 次は、富田茂之君。

○富田委員 おはようございます。公明党の富田茂之でございます。

宮沢大臣、大臣就任おめでとうございます。実は、大臣のお父様は、私は、平成七年、村山内閣の法務大臣を務めたときに質問をさせていただきまして、当時、オウム真理教に対する破防法の適用が問題になっていました、弁護士出身ではないにもかかわらず、非常に的確な答弁をしていただいた覚えがあります。

また、平成十七年には、私は小泉内閣で法務大臣政務官と副大臣を務めていたんですが、行刑改革会議というのがありまして、そこにお父様が出てきていただいていた、いわゆる監獄法の改正等について、非常に法務大臣経験者としての確かな提言をしていただいていた、私が当選した当時は監獄法の改正など言えないと言われていたんですが、その平成十七年にきちんとやることができました、そういう意味では、お父様が大変にお世話になりました。ぜひお父様と同じように、的確な答弁をしていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

きょうは、地域産業資源の活用促進の方について質問をさせていただきたいというふうに思っています。

実は、先週、十月三十日に、朝七時のNHKニュースを見ておりましたら、こんな報道がされていきました。

沖縄県の離島を活性化するため、特産品を開発する費用などを国が補助する事業で、実際には、試作品はつくったものの商品化に至らなかったり、販売しても売上げの目標を大幅に下回ったりしたケースが相次いでいたことが会計検査院の調べでわかりました。具体的には、内閣府は、沖縄県の離島を活性化するため、平成十七年度から六年間、島の歴史や特色を生かした特産品を開発するなどの費用として、二十三の事業に八億円を補助してきました。会計検査院が事業の実施状況を調べたところ、二つの事業では、試作品はつくったものの商品化に至らなかったり、途中で販売を中止したりしたほか、十一の事業では、特産品として販売したもの、売上げが目標の三〇%未満にとどまっていたことがわかった。

資料として、資料一、資料二、内閣府の資料をお手元に配付させていただきます。

このうち、粟国島では、トビウオの干物を特産品として開発する計画で、三千万の補助を受けて加工設備などを導入しましたが、実際には漁業者の高齢化などでトビウオが確保できず、商品化には至りませんでした。また、渡名喜島では、島ニンジンをモチキビを使ったゼリーやクッキーなどを開発しましたが、売上げの目標額一千万に達し、実際は目標の一七%に当たる百七十万の売り上げにとどまりました。

内閣府は、会計検査院の指摘を受けて、こうした支援事業では、特産品の開発の状況などを適切に把握するよう改善したということです。報道がされていきましたので、内閣府の方にお願いして、どういう資料があるのかということ、資料一と資料二をいただきました。

資料一の七番目に粟国村、十三番目に渡名喜村が出ています。資料二の方では、同じように、二番目に粟国村、そして六番目に渡名喜村が出ています。この資料にも書いてあることですが、この報道のとおりのことがあったのではないかなど。

ただ、会計検査院の方ではまだこういう報告は正式には出してないようで、NHKの記者さんが一生懸命取材して、調べたんだろなというふうな思いますが、きょうは内閣府の方にも来ていただいていますので、今の報道で、途中で販売中止してだめになったとか、十一の事業では売上げが目標額に達しなかったというのは事実なんじゃないですか。また、会計検査院の指摘を受けて、これらの事業に対して、内閣府の方で的確にきちんと掌握していくように改善したというふうな報道もされていますが、その点は今どうなふうに取り組まれているんでしょうか、お答えいただけますか。

○関政府参考人 お答えいたします。

ただいま、二つの事業につきまして、これは沖縄県の中の離島の振興の事業で、平成十七年度から十九年度までに行いました事業と、十九年度から二十二年度に向けて行われました二つの事業につきまして、資料の配付とともにお話しさせていただきましたが、実際にこの事業で、例えば最初の島一物語事業で申し上げますと、試作品は百五十七つくりました。そのうち、やはり商品化に至らなかったものもございまして、それから、商品化に至りましたが、今日まで販売がずっと継続してないものもございまして。

現在、販売が継続されている商品でいいますと、百五十七のうち五十一というのが実態でございます。中に一定の成果を上げていっているものとしましては、表にもございましたが、与那国島のカジキの加工品ですとか、北大東島のゲットウという植物の関連商品で消臭剤とか自然化粧品になっていくものもございまして、それ以外のものも現時点でありますことは事実でございます。

また、十九年度から二十二年度の方の事業で、これは八市町村、八事業でございましたが、これも、中には十分な成果が上げられていない事業が複数ございまして事実でございます。逆に、一